様式第２号（第３条関係）

自動車保管場所届出書（新規・変更）			自動車の区分	登録・軽
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ（ミリ単位切り捨て）	
		（アルファベットには下欄にチェックしてください）	長さ	センチメートル
			幅	センチメートル
			高さ	センチメートル
自動車の使用の本拠の位置				
自動車の保管場所の位置	（変更前　　）			
※保管場所標章番号				

上記の事項について届出をします。

年　　月　　日

警察署長　殿

〒（　　－　　）

住　所

届出者　　（　　）　　局　　番

（フリガナ）

氏　名　　㊞

備考　１　法第５条、第13条第３項及び附則第７項の規定による届出にあっては「新規」の文字を、法第７条第１項（第13条第４項及び附則第８項において準用する場合を含む。）の規定による届出（以下「変更届出」という。）にあっては「変更」の文字を○で囲むこと。

２　自動車の区分の欄は、法第４条第１項の処分に係る自動車の届出にあっては「登録」の文字を、軽自動車である自動車の届出にあっては「軽」の文字を○で囲むこと。

３　変更届出をする場合において、自動車の保管場所の位置欄には変更後の自動車の保管場所の位置を記入するほか、同欄括弧内に変更前の自動車の保管場所の位置を記入すること。

４　次に掲げる場合は、所在図の添付を省略することができる。

(1)　自動車の使用の本拠の位置が、旧自動車（届出者が保有者であり、又は保有者であった自動車であって届出に係るもの以外のものをいう。以下同じ。）に係る使用の本拠の位置と同一であり、かつ、届出に係る場所が旧自動車の保管場所とされており、又は当該届出の日前15日以内に保管場所とされていたとき。

(2)　自動車の使用の本拠の位置が、保管場所の位置と同一であるとき（(1)に該当する場合を除く。）。

５　４(1)に該当することにより所在図の添付を省略する場合は、※印の欄に旧自動車に表示され、又は当該届出の日前１５日以内に表示されていた保管場所標章に係る保管場所標章番号を記載すること。

６　届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

７　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

新規 中古新規 名変等	届出の登録番号	増車 代替	旧車の登録番号	保管場所の所有者 自己・他人・共有 （自己以外）	連絡先		収容可能台数

（注）代替の欄は、届出時に届出する保管場所に旧車両がある場合に記載し、既に旧車両を処分してある時は、「処分済」と記載して下さい。

◎　行政書士の資格がない者が、報酬を得て、業として、申請書類を作成することは法律で禁止されております。